

令和5年7月1日

南九イリヨー株式会社 一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

社員がその能力をより発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日 ～ 令和7年6月30日 (2年間)

2. 目標

目標1：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する

<対策>

令和5年7月～

- 年次有給休暇の取得状況を定期的に共有し、取得を促進する

目標2：所定外労働の縮減を図りチーム生産性の向上を推進するための措置を実施する

<対策>

令和5年7月～

- IT技術等を活用したデジタル化による業務効率化を推進する
- エンジョイライフデー（ノー残業デー）に関する定期的な啓発活動を行う

目標3：計画期間中の育児休業の取得率を、次の水準以上とする

男性社員 … 計画期間中の取得率を20%以上とする

女性社員 … 計画期間中の取得率を80%以上とする

<対策>

令和5年7月～

- 育児と仕事の両立支援に関するパンフレットを配布し制度利用を促す
- 男性の育児休業取得者のモデルケースを紹介し、制度利用を促す